

国 税 徴 収 法

本試験問題

〔第一問〕問1(1)

問1

次の(1)~(3)について、簡潔に説明しなさい。

(1) 共同的な事業者の第二次納税義務の要件及び責任の限度

〔第一問〕問1(3)

(3)

国税通則法第46条の納税の猶予を税務署長等が取り消すことができる場合及びその手続

TAC予想問題

●全国公開模試〔第一問〕1問1

1. 国税徴収法第3章「第二次納税義務」について、以下の問いに答えなさい。

問1 国税徴収法では、第33条から第41条において、各種第二次納税義務の態様について定めているが、「第二次納税義務の限度(範囲)」を「価額限度(金銭限度)」として定めている「第二次納税義務の態様」を答えなさい。ただし、各々の「成立要件」及び「具体的な限度」等は述べる必要はないものとする。

●上級演習 第6回〔第一問〕2について問6

〔設例〕

納税者甲は、所轄のA税務署長から平成30年分から令和2年分の申告所得税について、その税額を増額させる更正通知書の送達(更正通知書を発した日:令和5年1月10日)を受けている。

甲は現在、必要不可欠な事業用資金しか有しておらず、その納期限までに上記増額更正に係る税額を一時納付することが困難な状況にある。なお、不服申立ては行わないものとする。

問6 問1において考え得る措置を税務署長がとったことを前提に、納税者甲がその後、新たに消費税の滞納を発生させた場合、税務署長がその職権でどのような措置をとり得るか答えなさい。

●実力完成答練 第4回〔第一問〕2について問6

〔設例〕

甲株式会社は、令和4年6月3日、下記(1)及び(2)の国税の全額について一時に納付することが困難として、取締役乙が所有する土地及び建物(概算評価額合計:9,000万円、Aを債権者とする抵当権設定被担保債権額:5,000万円登記日:令和3年5月31日)を担保提供した上で分割納付したいと申し出た。所轄税務署長は、所要の調査を行った上で申出を相当と認め、同日、分割納付を許可するとともに抵当権を設定した。

問6 問1において考え得る措置を税務署長がとった後、甲株式会社は、当初順調に分割納付を行っていたものの、過剰な不動産投資をしたため、資金不足となり、その後の各分割納付金額をすることができなかった。この場合において、所轄税務署長は、甲株式会社に対してとった前記措置についてどのような対応をすることができるか述べなさい。

〔第一問〕 問 3

問 3

次の〔設例〕において、①～③の事由が、国税の徴収権の消滅時効にどのように影響を及ぼすか（具体的日付を用いて説明する必要はない。）を述べた上で、消滅時効の完成により、甲の滞納国税について徴収権を行使することができなくなる日を答えなさい。なお、附帯税について考慮する必要はない。

〔設例〕

滞納者甲は、令和5年3月10日、令和4年分の申告所得税の確定申告を行い、納付すべき税額（300万円）が確定したが、法定納期限である令和5年3月15日までに納付しなかった。（なお、他に滞納となっている国税はない。）

① そのため、甲の滞納国税の納税地を所轄する乙税務署長は、同年4月26日、甲の令和4年分申告所得税に係る督促状を発送し、督促状は同月28日に甲に送達された。

② 督促状の送付を受けた甲は、同年5月15日に乙税務署を訪れ、令和4年分申告所得税を一時に納付することが困難であるとして、同国税につき国税徴収法151条の2の規定による換価の猶予の申請を行った。

乙税務署長は、甲の申請を許可することとし、同月22日、甲の令和4年分申告所得税全額について、猶予期間を同月15日から同年10月31日までとし、各月末日に50万円ずつ分割して納付することを内容とする換価の猶予許可通知書を発送し、同通知書は同月24日に甲に送達された。

③ 同年6月28日、甲の財産について強制執行が開始されたことから、同年7月5日、乙税務署長は、甲の滞納国税について丙地方裁判所に交付要求を行うこととし、同日、丙地方裁判所に交付要求書を発送するとともに、甲宛に交付要求通知書を発送した。

交付要求書は同月6日に丙地方裁判所に送達されたものの、同月10日、甲宛の交付要求通知書が郵便局から返戻されたため、同月12日、乙税務署徴収職員は甲の自宅に赴き、甲に交付要求通知書を交付した。

同年8月31日、乙税務署長は、上記の交付要求に基づく配当として金銭100万円の交付を受け、同日、甲の滞納国税に充当したが、甲からは、その後も残額の200万円が納付されることなく換価の猶予期間を経過した。

●上級演習 第3回〔第一問〕4について

4. 国税の徴収権の消滅時効期間について述べるとともに、以下の事例中、徴収職員が行った下部（1）から（5）までの手続について消滅時効の完成猶予又は更新の効力が生ずるか否かを判定しなさい。

〔事例〕

納税者甲は国税を滞納しており、所轄税務署長は（1）督促状を発送した。その後、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日まで完納がされなかった。徴収職員は、（2）当該日から20日後に（3）第三者乙が占有する不動産に対して滞納処分による差押え（占有）をし（乙は、引渡しを拒まなかった。）、（4）差押調書を作成した後（5）その謄本を甲に交付した。

〔第二問〕 問 1

問 1

国税徴収法第24条に基づく譲渡担保権者の物的納税責任を追及するための一般的な要件を述べた上で、X税務署長が行った参加差押えの有効性について、理由を付して答えなさい。

●実力完成答練 第4回〔第二問〕問1

〔設例〕

甲税務署の徴収職員が、納税者Aの令和2年分確定申告（期限内申告）に係る申告所得税600万円及び令和元年分消費税更正分（納期限：令和3年10月2日）100万円を徴収するため、その財産調査をしたところ、Aはその唯一の財産である不動産を令和3年8月31日、乙税務署管内に住所を有する知人Bに譲渡担保として提供し、同日その旨の所有権移転登記を了していること及び当該不動産について、以下の内容が判明した。

- ① 抵当権の設定（令和3年12月10日登記債権者C 債務者B 被担保債権額500万円）
- ② 乙税務署長の差押え（滞納者Bの令和3年分申告所得税確定申告分400万円法定納期限等 令和4年3月15日差押登記日令和4年6月12日）
- ③ 県税事務所長の参加差押え（滞納者Bの県民税500万円法定納期限等令和3年10月6日参加差押登記日令和4年7月25日）

問1 上記設例において、甲税務署長は、本件不動産から納税者Aの滞納国税を徴収するために執るべき措置について、その要件及び徴収手続について述べなさい。

●上級演習 第5回〔第二問〕問1問2

譲渡担保権者の物的納税責任に関して、以下の問いに答えなさい。なお、各問いにおいて相互関連はないものとする。

問1 滞納者甲株式会社（以下「甲社」という。）の所轄税務署の徴収職員は、その滞納国税を徴収すべく、甲社の丙に対する売掛金に対して差押えを執行した。なお、差押え執行時、甲社は他に滞納処分に対応しい財産を有していなかった。その差押え後に、当該売掛金は前記滞納国税の法定納期限等後に取引先乙との取引により、譲渡人：甲社、譲受人：乙、登記原因：譲渡担保となっていることが判明した。なお、本件売掛金には譲渡制限の意思表示はされていない。

この判明事項に対して税務署長がとり得る措置について説明しなさい。

問2 譲渡担保財産に対する滞納処分は、どのような場合に執行することができるか述べなさい。なお、繰上請求事由については、考慮する必要はない。

〔第二問〕 問 2

問 2

機械設備が滞納処分により換価された場合に、X税務署長、Y税務署長及びZ県税事務所長が、それぞれ受けることができる配当金額について、理由を付して答えなさい。なお、換価代金は500万円とし、滞納処分費、附帯税及び遅延利息等について考慮する必要はない。

●上級演習 第5回〔第二問〕問3問4

問3 譲渡担保財産から徴収する国税及び地方税の調整の特例について述べなさい。

問4 下記の設例に基づいて、差押財産の換価に伴う各債権者の配当順位及び配当金額がどのようになるか答えなさい。ただし、計算過程とその根拠については述べする必要はない。